

令和2年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況

開催年月日 令和2年3月18日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 幌延深地層研究計画等について (一) 市町村議会の議決の受け止めについて (真下委員) 幌延深地層研究センターの計画延長問題について伺います。道の姿勢がどういうことかということについて伺いたいと思うんですけども、幌延深地層研究センターの研究計画が9年延長されたことについて、反対、懸念するという意見書が道内4自治体の議会、旭川市、夕張市、寿都町、浜頓別町のそれぞれの議会で可決されました。これは住民の声として非常に重要な議決であったと考えております。旭川市議会は参考配布ということで、道にも送付されたことと承知をしております。道は、各議会の意思をどう受け止めたのですか。</p> <p>(二) 地方自治に関する認識について (真下委員) 本当に驚くべき事態なんですよ。議会の意見書をなんだと考えているんでしょうかね。議員の理解不足とでもいわんばかりの対応ですよ。何より地方自治の観点からふさわしかったといえるんですか、皆さん。議会議決に異議を申し出て、まるで圧力をかけるかのような対応は断じて看過できないというふうに考えます。部長は、地方自治について、どのようにお考になっていらっしゃるんですか。</p> <p>(三) 道と市町村議会との関係について (真下委員) 部長から地方自治に関する考え方とか示されたんですけど、実際には、道は、4議会に出向いて、議長・副議長に対して、道の立場を説明したとのこと。いったい道と市町村議会の関係をどうとらえて、何の権限に基いて、誰の決裁のもとで出張して、議会に説明に行ったということなんでしょうか。</p> <p>そうしますと先の部長の答弁の地方自治に対する考え方と、今回の説明に行ったということは違いがあるわけだというふうに思うわけですね。これまでこのような事例は聞いたことがありませんし、前代未聞ではないかと考えます。こういうことはやっぱり行うべきではないというふうに考えるわけです。</p>	<p>(環境・エネルギー室長) 意見書についてでございますが、道内の4つの自治体の議会で、国等に対し、幌延深地層研究計画の撤回と幌延の研究施設の廃止を求める意見書が可決されたことと承知しておりまして、道といたしましては、地域の皆様の中に、不安や懸念の声があるものと受け止めたところでございます。 道では、研究計画案の受け入れを表明したことにつきまして、判断に至った考え方などを丁寧にご説明する必要があるとの考えから、道民の皆様への説明会に加えて、4つの議会へ説明を行ったところでございます。</p> <p>(経済部長) このたびの市議会等への説明に関してでございますが、地方自治法第99条では、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができるとされており、また法令の解説では、提出を受けた国会及び関係行政庁は、意見書に対して回答その他積極的行為をする義務までではないと解されております。 このたびの市議会等へのご説明につきまして、関係者の方々が不快な思いをされたとすれば、配慮が足りなかった面もあったものと考えておりますが、道民の皆様にご丁寧にご説明するとの考えのもと研究計画案に対する判断に至った経過や道の考え方についてお伝えをしたものであります。 道といたしましては、今後とも道と市町村は対等・協力の関係にあるとの認識のもと地方自治法の趣旨に則り、各般の施策の推進にあたってまいります。</p> <p>(経済部長) 市議会等への説明についてでございますが、道では昨年12月に研究計画案の受け入れを表明したことにつきまして、道として判断に至った考え方などを丁寧に説明する必要があるとの考えから、私が担当室に対し、道民の皆様への説明会に加えて、意見書が可決された4つの議会に対しても、ご説明を行うよう指示したものであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 幌延深地層研究の再延長を認めないための取り組みについて (真下委員) 道は確認会議を開催していくということなんですけれども、そこには道民からの不信と不安があって、これまで同様、追認するだけにならないのか、再延長を認めるだけにならないのかと、そういう声が背景にあるわけですよ。ですから知事は現在においては再延長を認める考えはないという説明をしておりますけれども、まだ含みが残っていて、これまでと何が違うのか、ここに道民の関心があるわけです。今回で、9年で終了ということが確実となるための基準はなにか、やはりここは道民にしっかりと説明をして、9年で終了するんだということを明らかにすべきではないでしょうか。</p> <p>幌延の問題は今回はこの程度にしておきたいと思うんですけど、最後に申し上げておきたいんですけど、皆さん地方公務員として誰のためにお仕事をされているのでしょうか。公務員は全体の奉仕者ということで地方自治法に則ってお仕事をされるんだと思うんです。ところがなかなかそうなっていないという中で、森友問題で自殺に追い込まれた財務省の職員の遺言が今、公開されていることをご存じですか。遺族が勇気を持って公開したわけですけども、その最後にはですね、「僕の契約者は国民です」、そう書いてあったそうです。以上で終わります。</p>	<p>(経済部長) 幌延深地層研究計画に関し、研究の終了についてでございますが、道では、昨年12月の知事と原子力機構理事長との面談などを通じまして、令和2年度以降の研究期間は9年間であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、また今後の工程表を整理し、毎年度、研究の実施状況を分かりやすく報告することなどを明らかにしたところであります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、道といたしましては、今後、確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているか確認の上、その結果につきましても道議会にご報告するとともに道のホームページで公表していくことによりまして、令和2年度以降の幌延深地層研究計画につきましては、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと考えております。</p>